

令和2年5月8日

埼玉県内の裁判所を利用される皆様へ

さいたま地方裁判所

さいたま家庭裁判所

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について」（お知らせ）

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間の延長及び埼玉県の外出自粛要請等を踏まえ、埼玉県内の裁判所において、5月7日から同月15日までの間に実施される予定であった期日については下記のとおり取り扱われます。

記

●民事事件及び行政事件について

原則として、次の事件を除いて期日指定が取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部（係）から連絡があります。御不明の点があれば、担当部等にお問い合わせください。

- ・ 民事保全事件（行政事件の仮の救済手続を含む。）
- ・ ドメスティックバイオレンス事件
- ・ 人身保護事件
- ・ 民事執行事件のうち特に緊急性のあるもの
- ・ 倒産事件のうち特に緊急性のあるもの

●刑事事件について

指定されていた裁判員裁判事件の裁判員選任手続期日及び同公判期日は取り消さ

れました。裁判員裁判事件以外の公判期日のうち一部については期日が変更されません。傍聴券交付については、ホームページの傍聴券交付情報をご覧ください。保釈など緊急性の高い業務は、通常どおり行っています。

●家事事件について

調停事件、審判事件等期日が指定されている事件については、原則として、次の事件を除き、指定期日が取り消されます。人事訴訟事件についても、期日指定がされている事件については、指定期日が取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部等から連絡があります。御不明の点があれば、担当部等にお問い合わせください。

- ・児童福祉法上の一時保護事件、審判前の保全事件等急を要する事件
- ・子の監護に関する事件で、特に急を要する事件

また、本庁において行っている「子の氏の変更許可申立事件」の即日審判手続（申立ての当日に審判をする手続）は、当面、実施を見合わせます。

※ 生活上の支障等急ぐ事情が生じた場合には、担当係にお問い合わせください。

●少年事件について

原則として審判期日は取り消されますが、観護措置が取られている事件のほか、特に急を要する事件については、審判期日を開く場合があります。御不明の点があれば、担当部等にお問合せください。

なお、裁判所に提出される文書の受付業務は継続しておりますし、郵送により提出された文書も受け付けています。

御理解御協力のほどよろしくお願いいたします。